

平成20年10月入札契約制度改正の概要について

第1 各契約に共通する事項

1 入札保証金免除条件の改正

【平成21年1月1日から】

- (1) 入札参加資格有資格者のうち、過去3年間に、入札において落札者と決定されたにもかかわらず契約を締結しなかったことがある者又は契約を締結したにもかかわらず債務を履行しなかったことがある者については、入札保証金を免除しないこととする。

(岡山市契約規則第9条改正)

- (2) 一般競争入札においては、入札保証金の納付手続を公告で定めることができることとする。

(岡山市契約規則第8条改正)

2 落札決定後、契約しない基準の具体化

【平成20年10月1日から】

落札決定後において、契約を締結しない基準を、次の各号のように定めることとする。

- (1) 手形の不渡り、債権譲渡等経営状態が著しく悪いとき。
(2) 入札に当たって不正の行為があったとき。
(3) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
(4) 工事請負契約において、建設業法に定める経営事項審査を受けていないとき又は経営事項審査に基づく結果通知を受けていないとき。
(5) 本市発注工事等に関する独占禁止法違反又は談合、本市職員に対する贈賄、あっせん利得又は反社会的行為並びに暴力的不法行為のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
(6) 前各号のほか、法令又はこの規則に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

(岡山市契約規則第27条第2項改正)

第2 工事契約関係

1 低入札価格調査概要等の公表

【平成20年10月1日から】

低入札価格調査を実施した場合、落札者決定後に、①調査の概要及び②最低価格入札者以外の者を落札者とした場合はその理由を公表することとする。

(岡山市契約情報公表要領第4条第4項改正)

2 総合評価一般競争入札制度の一部改正

【平成20年10月1日から】

- (1) 落札者決定後、速やかに①総合評価入札を行った理由及び②落札者決定理由を公表することとする。

(岡山市契約情報公表要領第4条第3項改正)

- (2) 落札者決定基準のうち企業の同種工事施工実績の規模及び配置予定技術者の同種工事施工経験の規模並びに技術資料提出様式は、対象工事ごとに定めることとし、また、企業の過去の工事成績については工事成績評価点(A～Fの6段階)を+3点から-6点までの点数に換算して計算することとする。

(岡山市建設工事総合評価一般競争入札試行要領第9条改正)

(総合評価一般競争入札(特別簡易型・簡易型)落札者決定基準改正)

(3) 総合評価点が同一の者が2人以上であって、かつ入札価格が同一のときの順位を決めるくじは、入札者が引くこととする。

(岡山市総合評価一般競争入札の試行に関する要綱第12条改正)

(4) 価格以外の技術的な要素の審査、評価を行う職員による技術評価委員会の委員に技術監理担当課長を加える。

(岡山市総合評価一般競争入札の試行に関する要綱第5条改正)

第3 委託契約（建設コンサルタント等）関係

許容価格の事後公表

【平成20年10月1日から】

建設コンサルタント業務等について、一般競争入札に付し、落札者を決定したときは、速やかに許容価格をインターネットの契約課ホームページで公表することとする。

(岡山市契約情報公表要領第7条改正)

第4 委託契約（役務等）関係

1 一般競争入札対象業務の金額基準改正

【平成20年10月1日から】

政令指定都市移行のための準備として導入する役務等業務を対象とした一般競争入札の金額基準を、政府調達協定（平成7年条約第23号）の適用基準に合わせて、3,200万円以上から20万SDR（邦貨換算で3,500万円。平成20年4月1日から平成22年3月31日まで適用）以上とする。

(岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第2条改正)

2 委託等一般競争入札の中止基準改正

【平成20年10月1日から】

有効な入札参加者2人以上を入札の成立要件としていたが、入札参加者1人以上に改める（ただし、指名競争入札については、従来どおりとする。）。

(岡山市委託等一般競争入札試行要綱第16条改正)

※ この制度改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課契約指導係

TEL (086) 803-1195

e-mail:kanri@city.okayama.okayama.jp